

阿見町立学校再編検討委員会の検討事項に係る関係法令・規則等（抜粋）

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年 6 月 27 日政令第 189 号）
（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法律第 3 条第 1 項第 4 号の適正な学校規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、
中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。

○公立小・中学校の適正規模について（指針）（平成 20 年 4 月茨城県教育委員会）

1. 小・中学校の適正規模の基準

小学校においては、クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省）

※別紙『資料 3』参照

○阿見町立学校再編計画（平成 27 年 3 月）

7. 再編の基本方針

(2) 望ましい学校規模 ①小学校

児童にとって、クラス替えを通じたさまざまな人間関係が生まれ、そこから多種多様な価値観・学習意欲・よい意味でのライバル意識が芽生えるための環境整備が必要です。

また、学校教育活動では、総合的な学習の時間等で課題別活動に幅を持たせること、体育的・文化的行事において学級ごとに取り組めるなど、集団としての教育を考慮した教育活動を実践していくことが重要です。

さらに教員にとって、一つの学年に複数の学級があることは教員相互の研修が可能となるほか、適正な校務分掌を図ることが可能となります。

これらを踏まえ、小学校における望ましい学校規模を次のとおりとします。

・一学年 2 学級以上（概ね一学年 2~4 学級）※学校全体では 12~24 学級

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年 4 月 25 日法律第 81 号）

（国の負担）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。

この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- (1) 公立の小学校，中学校及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一
- (2) 公立の小学校，中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- (4) 公立の小学校，中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり，又は総合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

○公立学校施設整備費負担金の事業概要について（通知）

（平成 28 年 4 月 1 日付け文科省通知 28 施施助第 3 号）

[1]小学校，中学校及び義務教育学校校舎の新增築

(8) 過大規模校の取扱い

小中学校の新設に当たっては、将来とも 31 学級以上の過大規模校とならないよう配慮するとともに、既設校においても 31 学級以上の学校については、分離新設又は通学区の調整等により速やかに過大規模校の解消を図る必要がある。

したがって、過大規模校の新增築事業等については、過大規模校において生じうる課題に対し、教育上支障が生じることのないよう適切な検討が行われたものについて、国庫負担を行うものとする。

過大規模校において生じうる課題については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省）を参考とすること。

○小学校設置基準（平成 14 年 3 月 29 日文部科学省令第 14 号）

第 1 条 (2)この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

第 8 条 (1)校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

別表

イ 校舎の面積	
児童数	面積（平方メートル）
1 人以上 40 人以下	500
41 人以上 480 人以下	$500+5\times(\text{児童数}-40)$
481 人以上	$2700+3\times(\text{児童数}-480)$
ロ 運動場の面積	
1 人以上 240 人以下	2400
241 人以上 720 人以下	$2400+10\times(\text{児童数}-240)$
721 人以上	7200